

平成28年8月31日

労働報酬専門部会報告書

世田谷区公契約適正化委員会

労働報酬専門部会 部会長 永山 利和

建設関連産業における労働報酬下限額について

2015年5月25日、世田谷区長の諮問を受け、労働報酬専門部会(以下部会とする)は、本報告においても2015年12月の「中間報告」を再確認し、労働報酬下限額を国土交通省設計労務単価(東京都)の85%とした。

この労働報酬下限額は、世田谷区入札・契約関連諸制度の改革・改善、下請企業の経営力等を考慮して設定された。なお、見習・高齢者等はその技能を考慮し、設計労務単価(東京都)軽作業員の70%とした。

2016年2月、国土交通省は2016年度の設計労務単価を2012年度比で平均38%超引上げた。国土交通省、財務省および総務省は、インフラ整備等の品質確保と「担い手確保」のため(いわゆる「担い手3法」および各種の指針およびガイドラインならびに内訳書、施工体制台帳等の手続き改善)、「建設業法令順守ガイドライン」等を作成、指導して、現場労働者賃金水準引上げの方向を示した。

これらの動向に比し、世田谷区では都内20区で平成20年以降順次実施されている「労働条件審査」等を実施せず、また国の改革・改善に沿う実効性を確保する取組が十分とは言い難い。また公契約条例実施に伴い、関連事業者、就業者・労働者、区民その他関係団体・区民への徹底的周知や実効性ある組織体制作りを急ぐ必要がある。本報告の実施に向け、実効性を確保できる予算化も欠かせない。労働報酬下限額設定と入札・契約等に関する関連領域における「両輪の改革」を改めて強調する。

1. 技能が一定水準に達した熟練技能工の労働報酬下限額を設計労務単価(東京都)の85%とする。ただし見習工、高齢者および不熟練者層を考慮し、その対応には設計労務単価(東京都)の軽作業員比70%とする

建設業における熟練技能工の労働報酬下限額を設計労務単価(東京都)の85%とする。ただし、見習工、高齢者および不熟練者層の労働報酬下限額は設計労務単価(東京都)の軽作業員比70%とする。日本には明確な技能・技術格付けや社会的な職業能力評価制度が普及していない。このことから将来的には技能評価から生ずる技能者・技術者に準ずる段階的な労働報酬下限額の設定を検討する必要がある。

2. 社会保険適用の徹底とさらなる改善

建設産業の労働者は適正な賃金水準確保が必要であるとともに、建設業の就業者・労働者の長期的生活安定(生涯生活安定)には社会保険制度が欠かせない。

建設産業労働者は、雇用継続に恒常性を欠き、日々雇い、請負・出来高契約(労務費+材料費込、つまり労務費が曖昧)制度等で、雇用契約にグレーゾーンがある。

社会保険未加入労働者・就業者の多さは、過当競争・ダンピング、下請重層構造下での中小企業経営が法定福利費削減まで迫られ、長期にわたり社会保険制度から排除された労働者層がいる。それが下請取引における不公正取引、違法状態とともに黙認されてきた。だがいまや建設産業存続の見地から、それらを放置できず、速やかな改善が求められ、公契約条例においてもこれらの改善が求められている。

「担い手3法」改正でダンピング、過当競争による産業疲弊、中小建設業の経営困難に終止符を打ち、担い手を再結集するために社会保険加入を迫っている。

さらに長期的には技能・技術職労働者の職業訓練支援、男女雇用機会均等の促進、障害者雇用促進等、建設労働分野での構造改善が求められている。このような社会的要請に応える雇用・労働改善が世田谷区でも必須の課題となっている。

1) 社会保険加入を可能にする積算・入契の改善

賃金について重要な改善となる労働報酬下限額設定に加えて、社会保険加入の課題の改善には、以下のような諸条件の改善と手を携えていかなければならない。

発注者側の積算と予定価格には労務費および法定福利費を反映した積算の適正な実施、受注企業の施工体制における生産物品質の確保とともに、適正な事業運営によって効率的採算を実現すること、下請重層構造でも労働報酬下限額を遵守できる取引条件を確保すること、労働者が税、社会保険費用負担しても生計を維持できる労働報酬額下限を設定すること、税・社会保険徴収事務費用負担と事務手続き負担の重さ等が社会保険制度から下請企業労働者が排除されないように、仕組みと事務処理簡素化等、実施条件を改善することが求められる。

これらのうち、、が並行して改善され、そのうえで入札・契約および落札後の施工工程において、からまでが実効ある施工体制の中で構築しなければならない。

2) 契約改善によって社会保険加入を推進する

現在の予定価格積算は、社会保険の事業者負担分や徴収体制が不十分であり、また下請事業者契約書には一括下請契約様式のため、積算された社会保険負担額は明示されない。労働者も「賃金(いわゆる労務費)」および「その他労働経費」のなかに雇用・労働に伴う企業の必要経費としての法定福利費が含まれるとされている。

だが、発注者と直接契約する受注者である元請企業の積算額に労務およびその他労働経費が含まれるが、2次下請以下の企業等には直接工事費に労務費が含まれ、この工事費費目に社会保険費用が紛れ込み、明示されない。そこで2次下請層以下の層次企業においては改善が遅れ、事実上放置されてきた。

担い手3法等の改善施策では、「標準見積書」等により、1次下請企業等には改善がみられている。だが2次下請企業層以下に及ぶ実効ある体制には至っていない。そこで元請事業者(所)等において労働者ないしは一人親方等、事業主にも関わる税、法定福利費、研修費用等を一括処理し、その事務処理経費を予定価格および契約金額に別途明記し、処理する等の措置を講ずべきである。(「その他労働経費」比率の引上げ等もあり得る)。

・ 業務委託等の労働報酬下限額についての答申

2015年12月提出の「中間報告」は、業務委託に関する労働報酬下限額を、「公共サービス基本法」の成立(2009年)、公契約条例の制定目標に掲げられた官製ワーキングプアの解消、適正な賃金報酬確保により、委託業務等におけるサービス内容の改善・向上、等を目指していた。

「中間報告」の基本は、官製ワーキングプアの解消、労働報酬下限額は同一労働同一賃金原則の適用として、業務委託事業の労働は地方公務員初任者の労働と同一とみなし、特別区職員行政職(一)高卒初任給に相当するとして決定する、行政発注事業は地域のモデル事業という役割も担っており、法定最低賃金を相当程度上回することは当然である、の3つである。

まず、に関しては、2017年度は全国最低賃金(目安額)が3%引き上げられ、これら改善努力を引き継がなければならない。

また、に関しては、2016年度の特別区職員行政職給料表(一)は変更され、時給換算すると2016年度は1,106円に上昇している。この変化に見合っただけで労働報酬下限額も変動する。つまり毎年、翌年度の報酬下限額水準の変動を踏まえた条例運営をルール化しているというのである。委託事業における労働報酬下限額について、部会は具体的基準提示を原則とし、確認している。

1. 業務委託等の労働報酬下限額の算定方式

2017年度における業務委託等の労働報酬下限額を「中間報告」で設定した算式を引き継ぎ、2016年度特別区行政職(一)高卒初任給により、以下のように算出した基準額、1105.6円とする。

[特別区行政職(一)高卒初任給(1級5号給/地域手当20%を含む)]

$$\begin{aligned} & \{(月給 144,600 円 + 地域手当 28,920 円) \times 12 \text{ カ月}\} \\ & \div \text{年間労働時間}\{(38.75 \text{ 時間} \times 52 \text{ 週}) - (7.75 \text{ 時間} \times 17 \text{ 日})\} \\ & = 1105.6 \text{ 円} \end{aligned}$$

2. 2017年度における業務委託報酬下限額の答申額

ただし、本来は上記の通りの実施が必要であるが、各種職種別賃金への波及を一気に実現すると、それにとまなう財政歳出への影響の配慮から、2年をかけて実現することが適当であるとの意見があった。この点に配慮し、2年間で上記設定額を達成すること、すなわち、 $(1105 \text{ 円} - 950 \text{ 円} = 155 \text{ 円}) \div 2 = 77.5 \text{ 円}$ の引上げが適当であるとした。そこで業務委託の労働報酬下限額を1,020円とする。なお、2016年度の東京都の最低賃金額(目安)は25円上昇して932円となった。この点も考慮して迅速に実施されるべきである。

2016年度は、適用対象が7月以降の契約に限られたため、実質的に公契約条例適用が見送られたのと等しい。これを踏まえて2017年度は4月以降の契約から確実に実施するよう改めて求めるものである。

3. 労働報酬以外にも適正な労働条件を確保するために、以下のような条件を確保すべきである。

1) 社会保険加入促進

非正規雇用者の生活が安定せず、失業、疾病、老後に備える必要性は正規労働者以上に必要である。このことから同一労働同一賃金原則とともに社会保険加入が保険制度全体の安定にとっても欠かせない。事業者負担も含め、契約見積内訳書等に明示し、社会保険加入を実現すべきである。

2) 社会保険加入費用の積算を実施

委託事業に関しては、一般競争入札が普通であるが、社会保険未加入者の存在が将来社会保険制度自体の存在を脅かすだけでなく、公的負担の増大につながる可能性が高い。このことから、失業、疾病、年金に対する社会保険負担額を予定価格積算において費用負担を反映させる方式にすべきである。

- ． 入札および契約制度を巡る多面的な改善課題の実施
- 1． 公契約条例制定の内容および運用に関し、区内部組織はもとより関連事業者、就業・労働者、区民に対し、講座、講習など積極的に情報を発信する。また、公契約条例適用事業所には条例適用事業であることを明示する。
- 2． 公契約条例の適正な運用を行うため、財務部から関係部局に対しても条例適用を専属に実施する所管組織(係)の設置を推進するよう求める。
- 3． 条例適用に伴う実施状況に関する問い合わせ、説明、申立て、苦情、違反等に関する受入れ先を設け、周知させて適正化委員会への報告体制をとる。
- 4． 公契約実施後の条例適用の事実把握のために、抜取り調査・監査し、合わせて事業者及び労働者調査を実施し、区長及び適正化委員会へ報告する。
- 5． 2017 年度から、以上の事務・事業に関する予算、人員等の組織的体制を整備し、条例の実効性を確保するよう求める。

以 上